

危険物製造所等の完成検査前検査申請書

タンクの水張検査・水圧検査にかかるもの

1 内 容

危険物施設において、液体の危険物を貯蔵し又は取扱うタンクは、施設の安全性を確保するため、材質、板厚などに一定の基準が定められており、あらかじめ消防総務課危険物係が実施する検査に合格しなければ、危険物施設のタンクとして使用することができません。

このとき行う検査を「完成検査前検査」といい、原則として水張・水圧検査を受ける者が申請しますがこのときに使用します。

【根拠条文 法第11条の2、危政令第8条の2】

2 手続き

- (1) 申請書を2部、予防課危険物係に提出し、書類審査を受けます。
- (2) 手数料（申請するタンクの容量、検査の種別により異なります。）を納入し、検査方法、検査日時及び場所の打合せをします。
- (3) 検査に合格すると、後日、新城市長名のタンク検査済証（申請書の一部に添付されます。）及びタンクプレートが交付されます。

【関係条文 危規則第6条の4、市危則第8条】

3 記入上の注意

申請者は、原則として設置者ですが、設置者、設置場所、製造所等の区分並びに設置又は変更の許可年月日及び許可番号の各欄が未定の場合は、タンクの製造者とします。

4 添付資料等

- (1) 容量計算書
- (2) タンクの構造図
- (3) タンクの構造明細書

5 その他

すでに他の行政庁で完成検査前検査を受け、合格している場合は、この申請は必要ありません。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）